

8

勝手な
取り調べは違法

検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあげたりする調査は違法。

(北村人権裁判・大阪高裁判決。1998年3月19日に確定) また、帳簿や伝票類の勝手なコピーはさせないこと